

屋外広告業の登録はお済みですか？

－ 屋外広告業を営むためには、登録が必要です －

茨城県では、はり紙や広告看板などの屋外広告物の適正な表示を推進するため、平成18年10月1日から屋外広告業（※注）の登録制度を導入しました。

茨城県内で屋外広告業を営もうとする方は、茨城県知事に屋外広告業の登録を申請し、登録を受けることが必要です。

（※注）「屋外広告業」とは

「屋外広告業」とは、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を希望する者（広告主）からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う法人又は個人を指します。

①元請け、下請け等の立場や形態の如何は問いません。

②自身で屋外広告物の表示等を行わない者は該当しません。

該当しない者の例：広告代理店（表示等の行為を自ら行わない場合のみ）
チラシやポスター等の印刷業者（同上）

○登録申請の手続はこうなっています

登録申請は、登録申請書及び関係書類（※）を作成のうえ、下記の申請受付窓口へ持参又は郵送（簡易書留限定）してください。

また、登録申請手数料10,000円は、同額の茨城県収入証紙を登録申請書に貼付することで納付していただきます。

（※）関係書類の内訳

- ・誓約書（規則で定められた様式によるもの）
- ・略歴書（同 上）
- ・登記事項証明書（法人で申請する場合のみ）
- ・住民票（個人で申請する場合）／役員全員の住民票（法人で申請する場合）
- ・業務主任者の資格を証明する書類の写し（屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証、等）
- ・業務主任者の住民票

申請受付窓口

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政グループ



なお、登録申請書、誓約書及び略歴書の様式や記載例については、茨城県都市計画課ホームページの「トピックス」にあります「屋外広告業者登録制度について」を参照してください。

茨城県都市計画課ホームページ「屋外広告業者登録制度について」

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/toroku.html>

※一定の要件に該当する場合、登録を拒否することがあります。詳しくはホームページをご覧ください。

○ 登録を受けるためには、「業務主任者」の選任が必要です

登録を受けるためには、茨城県内で営業を行うすべての営業所において、次のいずれかに該当する者を「業務主任者」として選任することが必要です。

- ア 国土交通大臣の登録を受けた法人が行う、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- イ 茨城県知事が開催する屋外広告物講習会の修了者
- ウ 他の都道府県、政令指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
- エ 職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

※業務主任者がいない場合、登録を受けられません。（屋外広告業を営むことはできません。）

○ 登録を受けた屋外広告業者は、次のことを行う必要があります

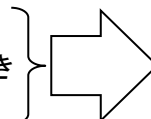
- ア 登録業者である旨の標識の掲示
 - イ 営業に関する帳簿の備付け、保存
 - ウ 変更（所在地、名称、業務主任者等）・廃業等の届出
- いずれも、規則で定められた様式により行う必要があります。

○ 登録には有効期間があります

登録は5年間有効です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、満了日の30日前までに登録の更新を申請してください。（更新の申請がないまま有効期間満了日を経過すると、**再び登録申請し登録を受けるまでは屋外広告業を営むことができません。**）

○ 無登録での営業などの違反には罰則があります

- ・登録を受けないで屋外広告業を営んだとき
- ・不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ・営業停止命令に違反したとき



懲役（最高2年）

又は

罰金（最高100万円）

○ 登録後の違反には、登録の取消しや営業停止命令があります

登録を受けた屋外広告業者が以下の事項に該当する場合は、上述の罰則とは別に、登録を取消されたり、又は営業の停止（最高6ヶ月）を命じられることがあります。

- ア 屋外広告物法に基づく条例又は条例に基づく処分に違反したとき（違反広告物の表示、等）
- イ 不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ウ 登録拒否事由（業務主任者を欠く等）に該当することとなったとき
- エ 登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

※登録を取消された場合や営業の停止を命じられた期間中は、屋外広告業を営むことはできません。

その他、詳しくは茨城県都市計画課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

内容に関するお問い合わせ先

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政グループ

電話 029-301-4579（直通） F A X 029-301-4599

E-mail : toshikei-gyousei@pref.ibaraki.lg.jp